

和光市地域防災計画 改定の基本方針と主要改定事項

1. 改定の背景

和光市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条に基づき和光市防災会議が作成する計画で、市の防災・減災対策の基本となるものである。本計画に基づき、市・県・防災関係機関等がその有する機能を発揮し、防災対策を実施することにより、防災の万全を期するものである。

以下に、今回の改定の背景として、最近の和光市地域防災計画をめぐる流れと国や埼玉県に関連法規などの動向等を示す。

前回の改定

- ① 災害対策基本法の改正（平成24年6月）の反映や東日本大震災の教訓の取り込み（避難所設置・運営、帰宅困難者対策、等）、埼玉県地域防災計画への整合、組織改編や時点修正の反映（平成25年4月改定）
- ② 防災行政無線に関する記述の追加（平成25年10月改定）

今回の改定

- ① 災害対策基本法の改正（平成25年6月、平成26年11月）
- ② 土砂災害防止法の改正（平成26年11月）
- ③ 埼玉県地域防災計画の改定（平成26年3月、平成26年12月）
- ④ 平成25年9月の竜巻や平成26年2月の大雪など様々な災害への対応
- ⑤ 埼玉県地震被害想定調査の見直し（平成24・25年度）や内閣府による首都直下地震被害想定の見直し（平成25年度）による最新の知見を踏まえた、首都直下地震を対象とした和光市地震被害想定調査（平成26年度）
- ⑥ 組織改編、新たな協定の締結等

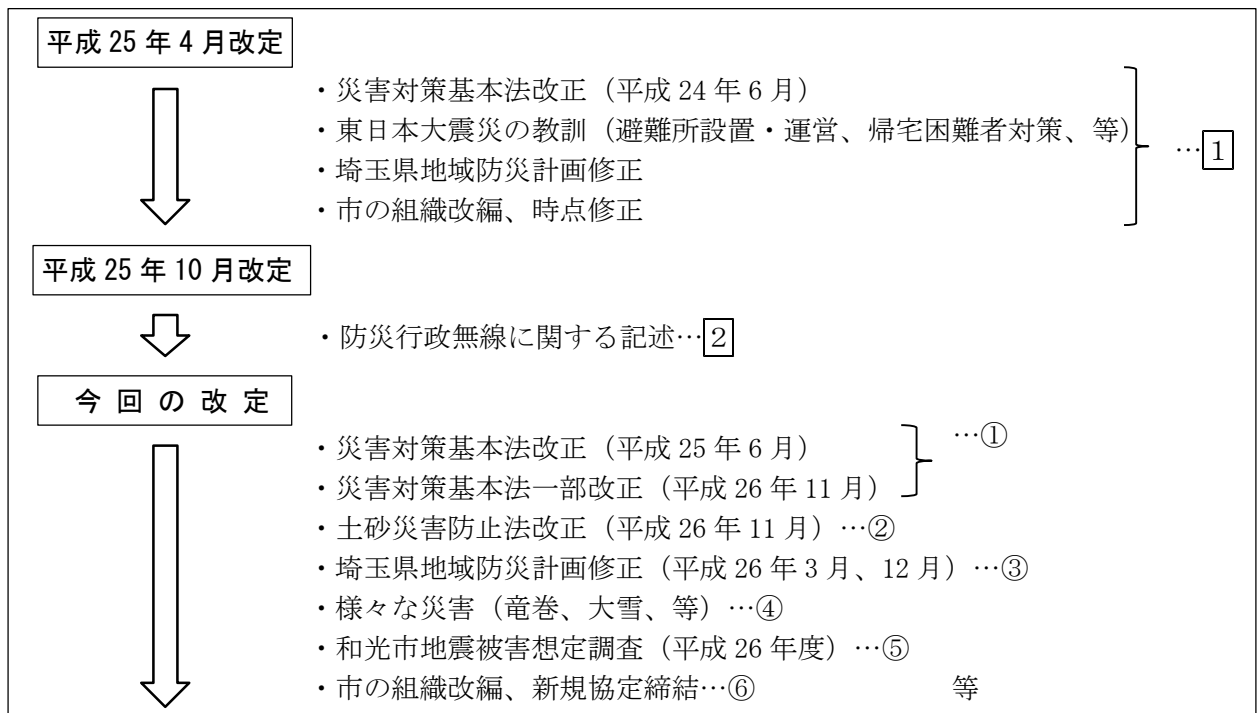


図 和光市地域防災計画改定の背景

2. 改定の基本方針

前述の改正の背景を踏まえ、以下に示す事項を基本方針として、和光市地域防災計画の改定を行う。

(1) 災害対策基本法改正への対応

避難行動要支援者対策、地区防災計画、道路管理者による放置車両対策、等

(2) 土砂災害防止法改正への対応

市内 23 箇所の土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定への対応

(3) その他の国や県の関連法規・制度・計画等の最新情報の反映

気象特別警報の創設、水防法改定、埼玉県地域防災計画修正、等

(4) 近年多発する様々な災害への対応の強化

平成 25 年 9 月の竜巻、平成 26 年 2 月の大雪、等

(5) 最新の和光市地震被害想定調査の反映

被害数量更新への対応、防災上の課題に対する施策の検討、等

(6) 市の組織改編、協定締結等、最新情報の反映

3. 主要改定事項

(1) 災害対策基本法改正への対応

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正及び平成 26 年 11 月の災害対策基本法の一部改正により災害対策基本法に新たに規定された項目へ対応するため、以下に示す市の取り組みを地域防災計画中に盛り込む。

1) 避難行動要支援者対策

災害時における避難行動要支援者の避難行動支援に関して、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、避難行動要支援者に対する市の取り組みを盛り込む。

- ① 要配慮者の把握
- ② 避難行動要支援者名簿の作成
- ③ 名簿情報の提供及び適正管理
- ④ 福祉避難所の指定及び運営

※要配慮者 : 平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」のこと。

避難行動要支援者 : 要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

災害時要援護者 : 避難行動に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難な者、災害から自らを守るための避難行動を取るのに手助けが必要な者(例えば、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等)。平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定義されている。

2) 被災者台帳作成の検討

中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を検討する。

3) 地区防災計画への対応

地区居住者等が作成する、当該地区における地区居住者等による防災活動に関する事項を定めた計画である地区防災計画への市としての対応を検討する。

4) 避難勧告・指示における屋内待避行動の明記

すでに河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合があることから、避難勧告・指示を発令する際に、避難のための立ち退きに加え、自宅の上階部分などへの待避についても伝達することを明記する。

5) 道路管理者による放置車両対策

緊急車両の妨げとなる放置車両等の排除措置を、道路管理者自らが行えることなどを盛り込む。

（２）土砂災害防止法改正への対応

平成 26 年 11 月に土砂災害防止法が改正され、それに伴い、市内 23 箇所が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されたことに伴うため、当該地区の警戒避難体制の整備を図る。

- 1) 避難勧告等の発令基準
- 2) 土砂災害に関する情報（土砂災害警戒情報等）の収集体制及び住民への伝達体制の整備
- 3) 土砂災害に対して安全な避難所の指定と住民への周知
- 4) 土砂災害に関する防災意識の向上（防災訓練の実施等）

（３）その他の国や県の関連法規・制度・計画等の最新情報の反映

上記の法律以外で、前回の和光市地域防災計画改訂以降に改正や新たに策定された国や県の関連法規・制度・計画等の最新情報との整合を図る。

- 1) 気象特別警報の創設
気象庁により創設された大雨、暴風、暴風雪、大雪での特別警報について計画中に盛り込む。
- 2) 水防法改定
特別警戒水位基準の変更や避難勧告等発令の基準水位の変更を盛り込む。
- 3) 埼玉県地域防災計画修正
平成 26 年 3 月及び平成 26 年 12 月に修正された埼玉県地域防災計画との整合を図る。
 - ① 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の追加
 - ② 住民の責務及び民間事業者の責務の明記
 - ③ 予防・事前対策と応急対策を一連の流れとして記述している県地域防災計画の構成に準じた市地域防災計画の構成変更 等

（４）近年多発する様々な災害への対応の強化

近年、埼玉県でも発生して問題になっている竜巻や大雪被害への対応、地震災害後に風水害の危険性が高まった場合等の複合災害などへの対応方針が埼玉県地域防災計画内に新たに示されたことを受け、県地域防災計画と整合をとる形で市地域防災計画に盛り込む。

- 1) 竜巻被害対策
- 2) 大雪被害対策
- 3) 火山被害対策
- 4) 地震災害後に風水害の危険性が高まった場合等、複合災害を想定した避難所の見直しや再配置に関する計画
- 5) 震度 6 弱以上の地震が発生した場合の BCP（和光市業務継続計画、平成 26 年 5 月策定）による地震対応

（５）最新の和光市地震被害想定調査の反映

平成 26 年度に実施した、和光市地震被害想定調査の結果を踏まえ、市の計画の前提とする想定地震と地震被害の内容を見直すとともに、その地震被害想定調査の際に抽出している、揺れによる建築物被害の抑制、火災延焼被害への対応、避難者対策、食料・物資の備蓄対策、帰宅困難者対策などといった市の防災上の課題に関連した施策の見直しを行い、地域防災計画に反映する。

- 1) 地震被害想定結果に関する数値の更新
- 2) 非構造部材を含めた建築物の揺れに対する安全性の確保
- 3) 延焼遮断帯の形成やオープンスペースの確保、感震ブレーカー設置の推進
- 4) 避難所となる公共施設の耐震化の実施、利用可能な施設のリストアップ
- 5) 災害時の食料や物資の確保方策（備蓄、協定締結）
- 6) 帰宅困難者対策の推進

（６）市の組織改編、協定締結等、最新情報の反映

前回の和光市地域防災計画改定以降に実施された市の組織改編の反映や、新たに締結された災害時協定の記載、その他最新情報の反映を行う。

4. 改定のスケジュール（案）

和光市地域防災計画の改定のスケジュールは以下を予定している。表に示すように、地域防災計画改定においては、平成 28 年 3 月の完成を目標とし、その中で、2 回の防災会議を行うことを予定している。

各防災会議の実施時期と主な協議事項は次のとおりである。

●第1回防災会議（7月17日（今回））

- ・地域防災計画改定方針及び主要改定事項に関する確認及び承認
- ・地域防災計画改定スケジュールの確認

●第2回防災会議（平成28年1月下旬予定）

- ・地域防災計画の改定案とりまとめ結果の提示及び承認

なお、防災会議委員には、次に示す時期に、地域防災計画の記載内容に関する確認を依頼する予定である。

◇7月下旬から8月

- ・現行地域防災計画における各委員に係る記載内容の確認と最新情報のご提供依頼

◇パブリックコメントと同時期

- ・パブリックコメントを実施している地域防災計画改定案に対する意見照会

表 和光市地域防災計画改定のスケジュール（案）

[illegible]